

第十二回 参議院地方行政委員会会議録 第十五号

昭和二十六年十一月二十四日(土曜日)
午前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した事件

昭和二十六年度にかけてどのくらいあ
つたものであるか、どのくらい見込違
いと言いますか、錯誤があつたか。そ
れが二十六年度においては、特別平
衡交付金に食い込んで来るのかどうか、
そういう点をお尋ねしておきたいと思
います。

○ 委員長(西郷吉之助君) これより委
員会を開会いたします。一昨日に引続
きまして、今提案中の二つの法案に對
する質疑をお願いします。

○ 岡本義祐君 地方財政平衡交付金法
の一部を改正する法律案に關連して少
しお聞きしたいのです。この法案
によりまして、錯誤に基いて交付金額
に変更を要する額、これは二十五年度
から二十六年度にかけてどのくらいあ
つたものであるか、どのくらい見込違
いと言いますか、錯誤があつたか。そ
れが二十六年度においては、特別平
衡交付金に食い込んで来るのかどうか、
そういう点をお尋ねしておきたいと思
います。

○ 政府委員(奥野誠亮君) 地方財政委
員会その他で調査いたしました事例に
つきまして、只今地方団体にその調査
いたしましたことが正しいかどうかと
いう問題につきまして照会を出してい
る最中でありますので、結果的には多
小この数字が動いて来るかも知れませ
んけれども、府県におきまして、基準
財政需要額が少な過ぎたために増額し
なければならぬものが、基準財政需
要額におきまして三千七百十一万一千
円、減額すべきものが四億五十六万
千八百八十七万二千円ということにな
っております。なおこの改正法案が成
立いたしました時におきましては、こ

れらを、すべて普通交付金の算定に用
いる基準財政需要額、又は基準財
政收入額そのものを増減するわけであ
りますから、特別交付金には影響を及
ぼさないわけであります。

○ 岡本義祐君 そういたしますと、二
十六年度の過不足は、二十六年度の基
準財政需要額とか収入額、そのやり方
で、一般平衡交付金のほうで按配する
と、こういうことですか。

○ 政府委員(奥野誠亮君) その通りで
あります。

○ 岡本義祐君 なお関連して伺いたい
のですが、特別平衡交付金は二十五年
度におきまして百八億五十万円です
が、たしかにあります。これは、これは
どういう種類のものがあつたか、それ
はわかつておりますか。どういう種類
というのは、例えば警察で特別な費用
が要つたとか、それからそのほかに何
に費らとか、そういうことで大体大分
けができるでありますか。できれば府県
市町村分に分けて御説明願いたい。

○ 政府委員(奥野誠亮君) 特別交付金
の大体は、市に対しましては五億円内外
です。尼崎、その他の団体については覺
えおりませんが、兵庫県につきまし
ては災害だけやございませんけれど
も、二億数千万円の特別交付金が行つ
ておるように記憶いたしております。

○ 岡本義祐君 そこで百億そこそくの
特別平衡交付金に對してまあそういうこと
が、たしかにあります。それで、普通交付金
の配分に当りますことは、普通交付金の
際の基準財政需要額なり或いは基準財
政收入額なりの測定を全く機械的に客
観的に行います結果、実態とは若干ず
れて来ます。それを補正するといふこと
を最も主眼においてやつて参つておる
わけであります。併しながら、これら
の項目をいろいろ拾い上げました結果
は、たしか四十項目内外に亘つておつ
たのではないかと思います。今ここに

個々の項目につきましての数字を持合
せておりませんので、後刻資料として
提出いたしたいと思います。

○ 岡本義祐君 それでは主な項目につ
いて、府県市町村別に資料を出して頂
きたいと思います。

○ 政府委員(奥野誠亮君) 私が先ほど
大阪府や大阪市に對しましては、特別
交付金の額を申上げました際に、多
少説明が欠けておつたと思うのであり
ますけれども、昨年は一年に今までの
財政調整制度を改正した年であります
ため、従来ならば義務教育費国庫
負担法に基く国庫負担金でありますと
か、或いは地方配付税とかいうような
ものを大阪府だけでありますても數十
億円国から出でておつたわけであります
。それが一挙にしてなくなりて来る
といふようなことになりましたので、
以上はそれにとんでしまって、

財政の激減を緩和するというような機
能を特別交付金に便宜持たせたような
関係もありまして、多額の金額がこれら
の団体に參つたわけであります。私が
申上げました金額は單に災害だけでそ
ういう数字が出て參つたのではないと
いうことを、先づ御了解願つておきた
いと思います。災害の際につきまして
は、例えは災害救助法が発動されます
と、小屋料の費用でありますとか、或
いは焚出しの費用でありますとか、こ
ういうふうな財政需要が起きて参りま

需要は、現在の基準財政需要額の計算の際には測定したきないことにしています。自然こういったものは、別途な特別交付金を配分する際にその団体の財政需要額にプラスして行かなければならぬわけであります。それから財政收入を測定いたします際には、大体従来のある統計資料等を使って測定いたして参るわけでありますから、その年に災害によりまして家や田畠を流されましても、それらの固定資産でその他収入もやはり測定されてしまふわけであります。従いまして、過大に測定したことになるわけであります。そから又、災害復旧に要します必要な経費というのは、全部地方債で賄えればよろしいわけでありますけれども、そもそも参りませんので、やはりこれらの自己財源を持たせなければならぬ分につきましては、その年の財政需要にプラスして行かなければならんというふうな問題も起きて来るわけでありますけれども、やはり基準財政需要額というものを客観的見地から考えて行きましたならば、成るべくこれらを基準財政需要額の中に算入して参るという行き方が正しいのであります。そういうような関係もございまして、やはり基準財政需要額の算定の際の行政項目の中に災害復旧費といふのを一つ入れておきまして、ただそれらの測定に当りましては国庫補助を受けまして、災害にかかりますところの地方債の元利支拂額、こういったものを受けまして、災害にかかりますところを基礎にいたして参つておるわけであ

ります。そういたしますと、将来に亘る元利支拂には或る程度基準財政需要額に必要な財源が織込まれておることになるわけでありますけれども、地方債で賄えない分につきましては、そもそも参らないわけでありますので、この分については特別交付金で測定して行くというような行き方をしておるわけであります。もとより、これらの金額も莫大な金額に上るわけでござりますので、できるならば、それべの必要に応じて必要な財源措置をして行くのがよろしいわけでございますけれども、財政需要が大きければ大きいだけ全部手当をして行くといふよろしい。そういう財政状態ならばよろしいでござりますけれども、現状におきましては、やはりどこかに若干のしわが寄るわけありますけれども、総体の中でやりくりをして行かなければならぬようなら現在の国民経済の状態だと考へざるを得ないだろうかというような考え方をしておるわけであります。併しながら、災害地方団体には他に財源がないわけござりますので、特別交付金の配分につきましては、やはりこれらを優先的に取上げて行かなければならぬという考え方をいたしております。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話をあります。それがあなたの意見があるわけではありません。我々も從来から頭を悩ましておる問題の一つなのでありますけれども、現在は一応運営の上においてこれらの問題を解決するというふうな方法をとつておるわけであります。即ち地方債の配分をきめます際にも、やはり基準財政需要額とか基準財政收入額といふふうなものが考慮されなければならぬわけであります。公営企業の面におきましてはこれらのことを考えなくては、もよろしいわけでありますけれども、一般公共事業の財源に充てますよんな程度遠慮してもらわなければならぬいだらうと思います。そうしますと、やはり基準財政收入額といふものが相当あります団体におきましては、どこかの者慮に入つて来るわけなんんでありますけれども、競輪や競馬の收入がないままには、これもプラスしてその団体の財源を考えて行く、いうふうな方法をとつておるわけであります。又地方財政平衡交付金の特別交付金の分配に当りますは、基準財政需要額なり基準財政收入額なりのそれを増減をいたしまして、その上でなべり基準財政需要額に災害その他でプラスするものがありますと同様に

基準財政収入額にも競輪や競馬の收入があります。場合によってはプラスをして行くことがあります。そこで、他の雑収入をどうするかという問題もあります。で、今直ちにこれを基準財政収入額に入れると、いろいろな方法をとつておるわけがあります。ふうな問題もございまして、又競輪や競馬につきましては相当施設費を要するのでないだらうかと思われるわけではありません。更に又これらの収入は競馬校の復旧に充てますとか、特別な臨時財源に充てられておるわけであって、必ずしも一般財政に廻せるだけの余裕のある地方財政の状態には至りません。まして、必ずしも一般財政に廻せるだけの余裕のある地方財政の状態には至りません。この間はむしろ地方団体が積極的に廻せるだけの余裕のある地方財政の状態には至りません。こういうふうなことでもやつて競馬学校の復旧を心がけるとかなんとかいうふうな熱意を持つていて、これで私が先ほど申上げましたような地方財政の運営の面において、これらを考慮しながら地方団体間に余りひどい不公平のないように調整を講じて行きたいというふうに考へておるわけあります。

番まあ收入が多いということになつて来る、と、もうそろ／＼ほかの方法を考え、もつと衡平化したほうがいいのではないかというふうに考へるので、すが、まあその点は今後とも政府のほうでも考へてもらいたい、我々のほうでも考へて貰いたいと思います。

それからもう一つついでに伺つておきたいのですが、今年の第十国会になりましたからと思いまして、公務員の公務災徴事して死にましたり又は負傷したりして廩疾になつたというよくなものに対して補償する規定を設けられ、又それに準じて消防組織法の中でもその規定が設けられたのであります。が、その適用が先般鹿児島県でありますたが、難波船を救助しているために消防団員が二十何名死んだという事件が起つて来ておるのであります。で、消防団長が来られまして、もうとても二の小さな町ではそういう公務補償をする金がないということで、これは是非とも特別平衡交付金から支弁してもらわなければならんというふうな陳情があつたのであります。それに対して政府のほうではどういろいろお考えになつておるかそれを伺つておきたい。

○政府委員（奥野誠亮君）　只今お話をなりました鹿児島県の或る町の事例を私も聞いておるわけであります。が、その団体では国家の災害補償法に準じまして、同様の條例を制定しているようであります。數十人も一擧にして犠牲になりました場合には莫大な財政需要が生じて来るわけでありまして、こういう財政需要もやはり基準財政需要にプラスいたしまして、そこからその団体の財政收入額、その額が普通交付金に満たない額だけは特別交付金の基準

つで行く、その程度に財政需要を見た
ほうがよろしいのか、「こういうむずか
かしい問題があるわけであります。併
しこういうむずかしい問題は、個々の
町村の力を実地について調査して見る
よりいたし方がないだらうと思うので
あります。昨年の行過ぎを是正したと
いう問題は、私が今申上げましたよう
な問題について、多少考え方を新たにし
て見たというふうなことが言えると思
うのであります。

併しながら率直に申上いたします。号補正につきましての我々の研究と言いますか、批判と言いますか、そういうものにはまだ十分な域にまで至つていませんが、人口段階ごとにあるべき予算額というものを想定いたしまして、その結果補正係数を算出しして行かなければならないのでありますけれども、この研究についてもなお将来統けながら御期待に副うよろなところに漸次高めて行きたいと思つております。ただ今も申上げましたように、町村の中で人口の少い団体でありますても又施政その他が非常に違つておるわけでありますので、一律的な計算の仕方をいたしまする關係から、特殊の団体につきましては、どうしても背筋に亘るというふうな結果が現われて來ることもあるうと思うのでありますけれども、そういう問題を是正するために特別交付金制度が設けられておるわけでございますので、こういふもののとの運用も待ちまして、不合理な点は是正したいというふうに考えておるわけであります。

は、その行政による経費の額が、人口密度が減少するに従つて増すと、従つて超過累進の方法によつての補正係数を算定出されるわけですが、この人口が少くなるに連れて行政費用がそれに逆比例的に要るという正しい補正係数を算定されるのに、どういう調査方法でおもに基準ですね、人口が減るに従つて行政費用はむしろ累積的に一人当りのはずすという、それがどの程度な補正係数にしたら妥当であるかという、そういう目的の子もあるのですね、それはどうして算定されているのですか、大体勘ですか。長い間の、多年の修練による直感的なことやつておられるのですか。それはどういう方法でやるのであつか。

町村であります以上は、町村長の一人は人を要るとか、或いは視覚教育で何人を要するとか、人口段階ごとにそれらの人口を想定するわけであります。そうしてこれらの段階は同じ単価を用いる。そうして出した結果の数字につきまして、現にその作用と併せまして、補正係数の決定の基礎にしているわけであります。ただそれがまだ我々の期待するだけの調査を完了するに至つておりますので、来年もう一年くらいやれば、我々が大体これでよろしいといいうようなところまで到達することができるのでなかろうかと考えておるのであります。

○中田吉雄君 昨年は、大休奥野さんが先ほど言われましたあるべき姿を想定して、それによつての計算ということで、今年は実績に基いてとは言えないかも知れませんが、実態調査によつてむしろ遅れたところはいよいよ遅れるというような結果になるような計算方法になるとのことは違いますか。

○政府委員(鬼野誠亮君) 違であります。昨年は過去の実績を用いました。今年はあるべき予算額を作つていろいろ研究しているわけであります。併しながらあるべき予算額は非常にたくさんの行政項目でありますて、非常にたくさんな段階についてやつて行かなければならんわけでありますので、一挙に理想には到達できませんので、漸次それを加味しながら、実績によりまつた数字を手直しして行くというよ

○中田吉雄君 この一員補正について
は、市町村だけでなしに、府県もやはり弱小なところが今年は非常に不利になるのではないかと思いますが、同じような見地からですか。昨年と同じよ
うな、少し行き過ぎだからそれを修正するという立場なんですか。例えば人口の最低単位ですか、百十萬ですか、今度の規定は、あれはどうなるんですか。府県は小さい県が非常に不利なよ
うな計算に出でるようですが……。

○政府委員(奥野誠亮君) 昨年府県の
小さい団体につきまして、急激に下の
ほうを割増ししたというようなところ
は、是正した面もござりますけれど
も、特に小さい団体を低くしようととい
うような考え方は少しも持つていない
わけであります。むしろ人口の小さい
団体は仮に人口一人当たりの一般財源の
額といふもので比較いたして参ります
と、二十三年、二十四年の頃よりも地
方財政平衡交付金制度がとられまして
から、急激に財政が改善されて来てお
ります。これはカーブでそういう圖を画
描いたものもございますが、そういう
ものを御覽頂けば一番よくおわかりで
あるだらうと思います。例えは基盤財
政需要額の人口一人当たりをとつて参り
ますと、人口の一番小さい島根県であ
りでは二千円を超えておるのであります
すけれども、東京あたりでは千六百円
ぐらいですか、島根県の大割たしかが足
りない程度にしか推定していないとい
うふうにやつておるわけであります。
ただ実際に苦しいだらうと思いますけ
れども、そういう考慮をいたして參り
ておるわけであります。

○政府委員(奥野謙亮君) 大体人口を補正なんですが、今年は百十萬を最近年は九十一・四一頁ですが、これに当りますては、百七十萬の団体を複数の段階を設け、更に三十万人を超えて更に六十万人までの数値につきまして更に六十万人を超える段階を設け、更に次に六十万人を超える段階を設けています。こういうふうに三つに刻んでいるのが普通なのであります。併し六十万人を超える数値が多くなればなるほど、それが加算される割合も多くなるという方法を講じているわけであつたままであります。

○中田吉雄君 この計算が、非常に小さい県は昨年よりも大分不利なのでありますね。島根県で計算しますと、四、五十分代六十万以上少くなつてゐる町村は合併されるとおつしやるけれども、これはなかなか府県の合併はできませんし、この点は一つ十分御検討お願いたいと思います。

○岡本義祐君 先ほど聞き漏らしましてが、政府が先ほど十月二十六日附で事務局長から知事に昭和二十六年度に対する通知を出しておられます。それによりますと、かねてこの委員会でも問題になりましたし、今中田委員から触れられました合併町村の二十六年卒業の平衡交付金の仮決定が非常に少くかた、その事情を調査をされまして

成るほどそれは地方の言い分がるものであります。併しその中で問題になつておりますのは、基準財政需要額算定に当りまして、家屋の床面積中に地方税法第三百八十一條の規定による家屋補充課税台帳に登録されている家屋の床面積を加えることとしたことという項目があります。併しこれではまだ不十分なのであつて、奈良とか京都とか、そういうところには国有建物もありますし、又これにいう家屋補充課税台帳に登録されてないで大きなものもあるのぢやないかと思うのです。そういうものを加えないで消防費なんかで、殊にそういう国宝とかその他立派な大事な建物に対しまして十分な消防設備をしなければならないのでありますから、これは加える必要があるのぢやないかと思います。その点が第一点であります。

等の床面積も加えるべきではないかと
いうふうな御質問だと思います。これ
らの基準財政需要の測定に当りまして
は、客観的に正確な資料を用いて測定
して参らなければならぬわけであり
ますけれども、家屋台帳なり或いは家
屋補充台帳なりに登載されていない家
屋につきまして、正確にその床面積を計
算して行くということは、現にそれら
につきましての公けにされた資料とい
うものがございませんために、止むを得
ず算入できないわけでございます。
従いましてそういう事情はよくわかる
わけでございますから、特別平衡交付
金の算定に当りまして、別個にこれを
測定して行くというふうな方途を講じ
て参つてゐるわけであります。

○岡本愛祐君 道路の点であります。別平衡交付金制度に頼らざるを得ない方法をとらざるを得ないだらうと思うのじやないだらうかと、いろいろな考え方を持つておるのであります。

○岡本愛祐君 道路の点であります。が、お説御尤もな点もありますが、古い城下町とか、それから商家町とかいふのは非常に道路が狭いのです。家が密集しておりますから、それを拡げるといつてもなかなか拡がらない、而も交通は頻繁で、しよつちゅうそこは車さなければならんという苦しい点があります。だから今特別な方法によつてそれを見るということであればそれはそれで結構なのですが、そういう事情があるといふことをよく了解して頂きたいと思います。これは幅員を拡げようとして私も拡がりません。拡げるには非常に金が必要であります。だからそのままにしてあるといふようなところが多いから、せめて一メートルぐらいしてもらつたら、こういうふうに思ふのです。

それから一つ、特別平衡交付金といふのは二十六年度限りの制度というふうなことに聞いておつたのですが、これはどうも今言われたよくなきな役目をしておるのですから、二十七年度以降もこういう制度を用いることが必要じやないかと思うのですが、その点どうでしよう。

○政府委員(野村秀雄君) 平衡交付金は二十六年度限りといふことに相成っておりますが、特別交付金は平衡交付金の運用の上から見て暫らくこの制度を持続したらどうだらうかといふことを考えております。

○中田吉雄君　この基準財政収入についての錯誤の問題ですが……これをどちらですか。

○中田吉雄君　ええ。

○政府委員(奥野誠亮君)　規則であります。

○中田吉雄君　各地方公共団体に交付すべき昭和二十六年度分の地方財政均衡交付金の額の特例に関する規則案の、(イ)ですが、この説明をお願いします。それですね、二十一頁ですか、事業税、法人の事業税の算定なんですが、その二の法人の行う事業に対する、(イ)ですが、こいつは大きな錯誤がですね、起きたと思ふのですが、こりう算定方法ではないか、こりう算定方法ではないか、これらお尋ねしたい。

○政府委員(奥野誠亮君)　御承知のように、数都道府県内に事業所を持つおります法人の事業に対する事業税であります。その課税標準の算出は、全体を総合して行なつておるわけであります。そこで出ました總額を、関係都道府県内の従業者の数按分して、それらの団体の税収にするというふうな方法をとつて来ております。そこで昭和二年に作成されました事業所統計は、産業分類では重要地ことに従業者数を計算して参つて來ておるわけであります。そこで最近の各事業の統計からいたしまして、銀行業の従業一人当たりの所得額がどれくらいになっているか、そろすると化学工業であります。そこで最近の各事業の統計からいたしまして、銀行業の従業一人当たりの所得額がどれくらいになれば、その何割くらいの増減があるか、あるいは化織工業であればその何割く

調べまして、各府県ごとの産業分類別の従業者数を銀行業を一と置いた場合にはどのような員数に換算されるかと、一人当たりの法人の事業税が幾らに当つて行くかというふうなことを計算をいたしまして、その額を乗じました額を以て、その県の法人の事業税にかかる基準財政収入額であるといふふうな計算をいたして参つてあるわけであります。そこで問題になりますのは、第一には昭和二十三年というはまだ戦開等が残つておつた時代であつて、現在とは若干従業者の分布の状況が変つてゐるのぢやないだらうかといふような問題があるわけであります。併し新らしい資料がございませんので、止むを得ずこれによつておるわけであります。が、昭和二十六年の事業所統計もございまして、これは来月あたりになれば数字がまとまつて参らうかと思ひますので、本決定の際にはそれを使いたいと思つております。もう一点は、各事業ごとに補正をいたしておるわけでありますけれども、補正係数を定めまして、たのは、大体昨年の九月ごろの各会社の決算状況が基礎になつておると思うのですが、事業界には朝鮮動乱を契機にいたしまして成績の善悪といふものが非常に変つているようです。そこで現在又各県につきまして事業ごとにどういふ盛衰があるかということを調べておりますから、その成果によつて補正の仕方を変えたいと思つておこるのぢやないかと思つております。その結果は現在とは若干變つります。その結果は現在とは若干變つります。

Digitized by srujanika@gmail.com

○中田吉雄君 お尋ねしますが、補正係数、補正しましたものの合計数に一万八百六十六円を掛けるわけですね。それが基準財政収入の何になるわけですね、この一人当たりのですね、一万幾らを掛ける。それからこの第四表にある補正是ですね、主として工場の人口数ということが基準になつて、これでは十分その高度に技術化されて一人当たりの生産量が非常に高いことですね、人口は多いが一人当たりの生産が低いということが私十分に補正できないのではないかと思うのですが、その点については何もお感じでありませんか。

局が決定をいたして参つて来ております。そこで、従つて二百万円未満の税務署が決定いたしました所得は、それをそのまま使いたいと思つております。そぞしろの資本金額二百萬円以上の会社といふものは、一休従業者数が何人以上のものであるかということを精細に調べなければならぬのであります。一律に三十人とか五十人という区分はできないと思うのであります。各事業種類ごとに、資本金二百萬円以上であれば従業員は何人あるであろうか現在に調べておるわけであります。これによりまして、事業種類ごとに、或るものについてては三十人以上働いてる事業場の従業員だけを集計して、或る種の事業につきましては五十人以上働いておる事業場の従業者数だけを集計する。こういう方法をとりまして、要するに資本金額百萬円を超えておつて、国税局が所得を決定するようなものは、どこに事業所がありましても大体所得の状況は同じだということにやつて行きたい、併しそれ以外のものにつきましては、現実の所得額をそのまま使つて行つて、その結果、地域差を十分反映させるように仕組んで行きたい、かよう考へておるわけであります。

うのを参考にして頂くと、私非常に過失が、過誤が、エラーが少くなるのではないかと思つてゐるのです。これ算では、とても一県で、全国の都道府県で四、五千万円のエラー、ミスが、計算から行くと、私一県から一つの工業の有機的な組成、機械化が進んでいるところと、そうでないところでは一県で少くとも数千万円のエラーが出来て、それは皆泣寝入りになつてしまつておると思うわけであります。されば、これは中國地方のなんですが、中国地方における全体の工業がどういうふうに分布してゐるかと、いう國なんですが、灘戸内海沿岸に殆んど全部集中しておるわけです。灘戸内海沿岸に全部集中して、そしてここに職工一人当たりの生産高を高めます、全部一人当たり出しているわけです。鳥取県を一にいたしますと、山口は二倍半になる、山口は二倍半です。鳥根県が鳥取を一とすると一・五倍、それを、どうしてこの原始的な木材加工なんか中心とした山陰なんかと違つて、石炭鑄業、造船、化学工業というようなところでありますと、一人当たりの生産が倍も三倍にもなつて、奥野さんは只今言われたよななことでは、まだ整済財政收入のエラーが十分修正できないということを考えるのであります。その点はどうでしようか。

われた資本といふものを欲しこと申します。なほ私が先ほど申上げましたような方法でやれば、相当地域差がそこにありますから、どこで勤務しておる従業者でも同じような所得を上げているというふうに、我々は計算いたそとでありますから、どこで勤務してお持ちではないかと思うのです。併しこういうふうな事業になつて参りますと、やはり数府県に事業所を持つておるのではないか、そらしますと、それらの所得といふものは従業者数によつて按分されるわけですから、大資本の事業会社に関しまする限りは従業者数で測定して行つても何にも支障がないのではないかといふ、こういふ考え方を持つておるわけです。併しながらよく検討いたしましてできる限り間違いないのないように努力をいたして参りたいと思つております。

御意見のおりのかたはそれ／＼賛否を明瞭にしてお述べ願いたいと思います。別段討論の御発言がなければ討論はないものと認めます。
それでは採決に入りたいと存しますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。
されど第一に、地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。これにつきまして政府原案に賛成のかたの御掌手をお願いいたします。
〔賛成者掌手〕
○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。
次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、原案に對して賛成のかたの御掌手をお願いいたします。
〔賛成者掌手〕
○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。
認めます。よつて前記の二法案は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつてあらかじめ多數意見者の承認を得なければならぬことになつております。これは委員長において両案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告するとして御承認願うことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。
それから本院規則第七十二條によつて

まして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附する事になりますから、両案を可とせられますかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岩沢

忠恭

岩木

哲夫

中田

吉雄

安井

哲

高橋

進太郎

石村

幸作

小笠原

三三男

岡本

愛祐

石川

清一

林屋

龜次郎

○委員長(西郷吉之助君) 御署名漏れ

はございませんか。……ないと認めます。

それでは午前中はこれにて休憩いたしまして、午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十三分休憩

〔休憩後開会に至る寸〕

昭和二十六年十一月十二日印刷

昭和二十六年十一月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所